

令和8年度 さいたま市認知症介護実践研修（実践リーダー研修）

実施要項

1 目的

この研修は、事業所全体で認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるチームケアを実施できる体制を構築するための知識・技術を修得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担うことができるようになることを目的とします。

この研修の講師は、さいたま市認知症介護指導者（以下、「指導者」といいます。）が担当します。

2 研修期間及び時間

令和8年度は1回のみで開催です。

(1) 講義・演習

6月2日（火）・6月3日（水）・6月8日（月）・6月9日（火）・6月10日（水）

6月15日（月）※予備日

8時30分から17時30分まで

（詳細については、研修運営担当より郵送されるカリキュラムをご確認ください。）

※予備日については、災害等のやむを得ない理由により6月10日（水）までに開催できない日があった場合に限り開催します。予備日も含めて、全日程に参加できるようにしてください。

(2) 職場実習

6月11日（木）から7月15日（水）まで

※期間中の4週間で実施

※職場実習における提出書類は郵送により7月15日まで（当日消印有効）に提出

(3) 結果報告・職場実習評価・研修のまとめ

7月23日（木）・7月24日（金）

8時30分から17時30分まで

（詳細については、研修運営担当より郵送されるカリキュラムをご確認ください。）

※「結果報告・職場実習評価・研修のまとめ」は、原則として2日間のうち1日だけの出席となります。

※出席日の割り振りは指導者が決定します。受講者の都合による変更は出来ませんので、両日とも出席できるようにしてください。

3 会場

大宮区役所 6階 601・602会議室

（さいたま市大宮区吉敷町1-124-1）

※集合形式の研修です。オンラインでの開催はありません。

※受講者用の駐車場はありません。公共交通機関でお越しください。

4 受講定員

50名

申し込み多数の場合は以下の順位で選考し受講者を決定します。

1. 同一事業所から複数名の受講申し込みがあった場合は、1名を優先
2. 過去にさいたま市が実施する当研修に受講申し込み、選考により受講できなかった方
3. 指定認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用事業を行うための施設基準（平成12年厚生省告示第26号）において、認知症介護実践研修（実践リーダー研修）が義務づけられている方
4. 認知症介護実践研修（実践者研修）を修了している方
5. 抽選

5 申込方法及び期限

(1) 申込方法

さいたま市電子申請・届出サービスから申し込み

https://apply.e-tumo.jp/city-saitama-u/offer/offerList_initDisplay

原則として、郵送での申し込みはできません。ただし、顔写真その他の添付資料については、別途郵送で提出することができます。詳しくは電子申請・届出サービス内の案内を確認してください。

(2) 申込期限

4月22日（水）23時59分まで

(3) 受講決定通知

受講の可否については、5月1日（金）までに電子メールで通知します。

6 受講資格

次の(1)から(4)の全てに該当する方又は(5)に該当する方

- (1) さいたま市内に所在地を有する介護保険施設・事業所等に所属し、かつ、ケアチームのリーダーである方又はリーダーになることが予定されている方
- (2) 介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している方
- (3) 認知症介護実践研修（実践者研修）（旧痴呆介護実務者研修基礎課程を含む）を修了して1年以上経過している方
- (4) 下記“ア”又は“イ”のいずれかに該当する方
ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用事業を行うための施設基準（平成12年厚生省告示第26号）において、認知症介護実践研修（実践リーダー研修）が義務づけられている方
イ 介護保険施設・事業所等に従事し、当該所属において指導的立場にある介護職員等
- (5) 介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する方

7 受講費用

20,000円

(1) 受講料は返金できません。

(2) 入金期限 5月15日（金）

入金方法については、研修運営担当より郵送される案内をご確認のうえ、期限までにお振込みください。

8 修了証書

- (1) 受講中、以下のような行為が見受けられる場合には、受講を取り消すか、修了を認めない場合があります。
 - ア 他の受講者、研修会場、実習施設に迷惑をかける行為
 - イ 研修の円滑な実施を妨げるような行為
 - ウ 研修態度が好ましくない場合
(携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、パソコン・タブレット等での作業、居眠り等)
 - エ 指導者の指示に従わない場合（休憩時間含む）
- (2) 提出物、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合には、別途レポート提出を求めるか、または修了を認めない場合があります。
- (3) 提出物を指導者が指定した期限までに提出できなかった場合、修了を認めない場合があります。
- (4) 研修最終日の職場実習評価において、発表資料等を指導者の指示どおりまとめていない場合、再提出を求めるか、または修了を認めない場合があります。
- (5) 欠席、遅刻、早退が生じた場合は、原則として修了は認められません。
- (6) 修了の可否について疑義が生じた場合には、市及び指導者で協議を行う場合があります。
- (7) 修了証書は全カリキュラム（全日程）を修了した方に、後日郵送いたします。

9 注意事項

- (1) 研修中は、不織布マスクを着用してください。
- (2) 市及び指導者に提出された書類等については、原則として返却しません。
- (3) 職場実習は、受講者が所属する施設において実習協力者 1 名を選定し、その実習協力者の認知症介護の事例を用いて実施します。あらかじめ、所属施設の上司の了承を得たうえで受講してください。
- (4) **当研修の講義は、認知症介護実践研修（実践者研修）を修了していることを想定して行われます。**
- (5) 受講者が、研修の内容を撮影、録音又は録画することは禁止します。
- (6) 市の担当者または指導者が、研修の内容を撮影、録音又は録画する場合があります。この際、受講者のプライバシーに十分配慮するものとし、映像、音声及び画像は当研修の記録以外には使用しません。
- (7) 心身の状況等により研修受講にあたり配慮が必要な場合は、事前に研修運営担当までご相談ください。

10 問い合わせ先

- (1) 研修全般、受講申込に関すること

さいたま市 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課 介護予防係 田中・正木

電話 048-829-1286

FAX 048-829-1981

メール ikiiki-choju-suishin@city.saitama.lg.jp

- (2) 研修運営、研修課題に関すること

医療法人財団新生会 介護老人保健施設 高齢者ケアセンターゆらぎ 寺岡・川見

電話 048-626-0660

FAX 048-626-0670